

生活福祉資金特例貸付の償還免除申請に必要な  
住民票及び住民税（非）課税証明書の取得について

1 台東区役所等、行政機関で取得が必要な書類

(1) 世帯全員が記載された住民票

「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」を記載した日から3か月以内に取得したもの

(2) 令和3年度または令和4年度住民税（非）課税証明書 **× 納税証明書**

取得が必要となる対象者は以下の①及び②の方

① 借受人（東京都社会福祉協議会から届いた黄色封筒の宛先人）

② 上記(1)住民票に記載された世帯主 ※①と②が同一人の場合は①のみ

※ ①と②がそれぞれ違う年度で非課税となる場合、免除の対象となりませんのでご注意ください。

i 令和3年度住民税（非）課税証明書は、令和3年1月1日に住民登録がある自治体で取得することができます。

ii 令和4年度住民税（非）課税証明書は、令和4年1月1日に住民登録がある自治体で取得することができます。なお、台東区の場合は令和4年6月以降に取得が可能となります。

※ i・iiともに1月1日現在、台東区に住民登録があり、住民税の申告が必要な場合は、台東区役所3階税務課で行うこととなります。申告方法については、台東区区民部税務課課税係03(5246)1103にお問い合わせください。

台東区における  
住民税の申告方法



2 取得方法

住民票及び住民税（非）課税証明書ともに、以下の窓口で取得することができます。本人確認書類や委任状等、取得に必要なものについては、台東区役所または最寄りの区民事務所に直接お問い合わせください。

(1) 住民票

窓 口		郵 送	
本人または 本人と同世帯の方 が取得する場合	第三者が 取得する場合	本人または本人 と同世帯の方が 取得する場合	第三者が 取得する場合

裏面もあります

(2) 住民税（非）課税証明書 × 納税証明書



3 発行手数料

台東区役所または区民事務所で発行する場合、区役所職員に発行理由を「生活福祉資金特例貸付の償還免除」とお伝えいただければ無料となります（発行手数料の有料・無料の判断は各自治体によりますので、台東区外では有料となる場合があります。）。

なお、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアの場合は有料となりますので、ご了承ください。

4 取得場所

台東区役所 戸籍住民サービス課 東上野4-5-6  
電話 5246-1163

西部区民事務所 下谷3-1-30  
電話 3876-2651

北部区民事務所 浅草4-48-1  
電話 3876-2284

南部区民事務所 寿1-10-12  
電話 3842-2651

西部区民事務所 谷中分室(谷中防災コミュニティセンター1階)  
電話 3828-9291 谷中5-6-5

北部区民事務所 清川分室 清川1-23-8  
電話 3876-3566